

福祉推進委員って何？

福祉推進委員制度とは？

地域において生活されている、ひとり暮らし高齢者の方、高齢者世帯、要介護状態の方、障がいを抱えておられる方等が、地域において安心して暮らせるための地域づくりの役割を担っていただくために設けられた制度です。

福祉推進委員は、自治会長・民生児童委員などと協働し活動をすすめ、地域住民のよき相談相手となると共に、地域の社会福祉活動のために積極的に参加していただき、地域福祉の向上に寄与していただくものです。



福祉推進委員の役割

1 住民の福祉ニーズの発見・連絡

住民の福祉ニーズを発見し、その内容を民生児童委員へ連絡する

2 ネットワーク活動

対象者への住民相互の助け合い活動への参加・協力

3 地区社協活動への参加・協力



福祉推進委員の主な活動

地域で気になる方の見守り

自治会長や民生児童委員、その他地域の人々と協力し、地域で暮らすひとり暮らし高齢者等の見守り活動を行っています。



ふれあい・いきいきサロン

高齢者等が気軽に集まり、楽しく過ごせる場である「ふれあい・いきいきサロン」の運営・支援を行っています。



地区社協活動への参加・協力

地区社協が実施する各事業に参加、協力をしています。(高齢者を囲む会、食事サービス、社会福祉大会、敬老会等)



福祉推進委員研修会

福祉推進委員活動や地域福祉活動について学んでいます。自治会長や民生児童委員と情報共有を目的とした開催もしています。



福祉推進委員の推移

福祉推進委員制度の設立当初(H3)、「福祉協力員」という名称でスタートしました。当初は1自治会に1人の設置でしたが、地域に根付いた活動が認められ、「福祉推進委員」と名称を変更し、50世帯に1人設置することになりました。また、各20地区の福祉推進委員の代表、副代表が

集まり、各地区相互の連携、情報交換を目的に「福祉推進委員連絡会」を開催し、各地区の活動について情報交換・情報共有する機会を設け、地域福祉活動の充実に役立てていただいています。



●福祉推進委員の推移

■第1期から第15期まで

期	年度	設置自治会数	福祉推進委員数
1	H3~H4	410	442
2	H5~H6	418	450
3	H7~H8	424	532
4	H9~H10	428	593
5	H11~H12	428	637
6	H13~H14	430	674
7	H15~H16	433	696
8	H17~H18	432	733
9	H19~H20	498	841
10	H21~H22	499	847
11	H23~H24	494	858
12	H25~H26	493	874
13	H27~H28	496	896
14	H29~H30	494	889
15	R1~R2	493	895

●第15期各地区福祉推進委員数

■任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

地区社協名	福祉推進委員数	地区社協名	福祉推進委員数
興文	64	江東	42
東	39	川並	23
西	65	中川	71
南	38	和合	24
北	96	三城	50
日新	30	荒崎	23
安井	34	赤坂	50
宇留生	52	青墓	40
静里	44	上石津	51
綾里	27	墨俣	32
		合計	895

